　　　　選挙運動用自動車燃料供給契約書

（単価契約）

　福島県議会議員一般選挙（　　　　　　　　　　選挙区）候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　燃料供給を受ける自動車の種類及び登録番号又は車両番号

２　供給する期間

　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　　日間

３　契約油種

４　契約単価　　　１リットル当たり円（税込み）

５　購入予定数量　　　　　　　リットル

６　購入予定金額　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　円）

７　請求及び支払

　この契約に基づく単価に上記２の期間中、甲が購入した数量を乗じた額（以下、「購入金額」）について、乙は福島県議会議員及び福島県知事の選挙における公営に関する条例に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、福島県に請求する金額が、購入金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、購　入金額の全額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

　　令和５年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　福島県議会議員一般選挙（　　　　　　　　　　選挙区）候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　乙　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 名　　称　　 

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　 

　　　　選挙運動用自動車燃料供給契約書

（単価契約以外用）

　福島県議会議員一般選挙（　　　　　　　　　　選挙区）候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　燃料供給を受ける自動車の種類及び登録番号又は車両番号

２　供給する期間

　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　　日間

３　契約油種

４　契約金額　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　円）

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額について、乙は福島県議会議員及び福島県知事の選挙における公営に関する条例に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は福島県には請求ができない。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

　　令和５年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　福島県議会議員一般選挙（　　　　　　　　　　選挙区）候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　乙　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 名　　称　　 

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　 